通知書No.1

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、原則お客様立会いのもと本書面を交付いたします。
又、内容等変更を行った際は再交付いたします。大切な通知書です。内容をご確認のうえ保存してください。

液化石油ガス法に基づく通知書

(法第14条及び同法施行規則第13条)

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2696番地1
軽井沢ガス株式会社
電話 0267-45-3600 FAX 0267-46-5010

1) 液化石油ガスの種類	販売する液化石油ガス(以下LPガスと云う)の規格は「い号」(プロパン含有率80%以上ブタン他20%未満)です。 ※ 当社が現在供給しているLPガスはプロパン含有率97～99%です。
2) LPガスの引き渡しの方法	① **ガスメーターによる体積販売方式** ガスメーター検針値をもって引き渡しをします。 1. 容器交換方式は、継続的消費に支障のないよう遅滞なく計画的に充填容器をお客様のもとに配送し、かつ配管に接続して引渡します。 2. バルク供給方式は、継続的消費に支障のないよう遅滞なく計画的にお客様のもとに設置したバルク貯槽に充填し引渡します。 ② **質量販売方式(適法ならびに当社規程条件下において販売できるものに限る)** 正味重量が充填された規格容器をもって、適法な引渡し条件、方法で、引き渡します。
3) 供給設備及び消費設備の管理の方法	① 容器またはバルク貯槽からガスメーター出口までのLPガス設備(以下**供給設備**と云う)は、法定供給設備点検を行い、**当社が技術上の基準を維持管理**します。 **※お客様が供給設備の取外しを意思決定した場合は、保安の確保のため、必ず当社に連絡して下さい。** ② ガスメーター出口から燃焼器までのLPガス設備および燃焼機器(以下**消費設備**と云う)は、**お客様に管理責任がありますので、当社が行う法定消費設備調査を受け、基準に適合するよう維持してください。**
4) 消費設備の調査の方法及び周知の方法	① LPガス消費設備の調査の方法 法令に定められた消費設備調査の方法に従って、当社が調査を実施いたします。 ② 周知の方法 周知文書(LPガスによる災害の発生の防止に関するパンフレット)を当社が配布いたしますので、熟読して事故にならぬよう日常管理をお願いします。
5) 保安機関の名称	**当社は、通知書No.2及び本書裏面4)記載の区分①～⑦の保安業務を、自ら認定保安機関となって実施しておりますが、保安業務の一部につき法定業務委託を行っております。** 保安機関の名称、住所及び連絡方法、業務委託状況は、通知書No.2「認定保安機関に関する事項」に記載のとおりです。
6) 販売事業者及び保安機関の責任に関する事項	① **販売事業者(当社)の保安上の責任とその範囲** ・供給設備の技術上の基準維持義務 ・販売方法の基準遵守義務 ・保安機関の管理義務 ② **保安機関の保安上の責任とその範囲** ・保安業務区分に従い、保安業務を遂行する義務 ・供給設備が技術上の基準に適合しない場合、販売事業者に通知する義務(他の販売事業者から受託の場合に限る) ・消費設備が技術上の基準に適合しない場合、所有者又は占有者に通知する義務
7) お客様の責任に関する事項	**・周知文書による注意事項を守らず不正にLPガスを使用した場合の事故** **・消費設備調査結果通知による不適合箇所の改善を行わなかった場合の事故** **・重要事項(器具の取替え等)を連絡しなかった場合の事故** **・消費設備調査を拒否した場合の事故** **・地震、水害、一般火災、その他不可抗力による損害** **・災害防止のための供給停止による損害**
8) LPガスの計量の方法	① 体積販売は、ガスメーターの定期検針値「m^3」で計算します。 ② 質量販売は、容器ごとに充填所で計量「kg」します。
9) 質量販売における消費されないLPガス(残ガス)の引き取りの方法	・当社においてお客様立会いのもとで計量し、残量に相当する金額から手数料を差し引いて精算します。 ・お客様が不在その他やむを得ない事情で立会いができない場合、充填所の残ガス計量伝票にて後日精算します。
10) LPガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び内容の説明	① **ガスメーターによる体積販売の場合** LPガス料金は、LPガスの使用が可能となった日から適用し、**基本料金と従量料金及び設備料金からなる「三部料金制」**に基づいて毎月所定の清算方法によりお支払いいただきます。料金表は別紙にてご通知いたします。 また、料金改定を行う場合は、事前(改定月を含む)に料金表にてご通知いたします。 ・**基本料金とは**、容器・調整器・メーター等の供給設備とその工事費用および保安維持費用・検針費用・集金費用等に係る管理費用で、LPガスを使用しなくても毎月定額でお支払いいただく料金です。 ・**従量料金とは**、基本料金に係る費用を除くガス原料費・配送費用・販売経費のすべての費用で、LPガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。 ・**設備料金とは**、ガス消費設備機器、同付属品、消費機器設置工事費等、当社所有貸与設備の月額使用料金です。 ② **質量販売の場合** LPガス質量販売料金は、適法、かつ保安管理上当社規程に適合する事を条件に、販売前に別紙料金表にてご通知いたします。 **※小型容器は原則お客様買取所有とし、容器貸出は、貸出期限付き(概ね一週間以内)以外は行わないものとします。**

裏面へ続く

11）供給設備及び消費設備の所有関係	① 供給設備（容器またはバルク貯槽からガスメーター出口までのLPガス設備）は、当社が所有します。 ② 消費設備（ガスメーター出口から燃焼器までのLPガス設備および燃焼機器）は、お客様又は家屋所有者の所有となります。 上記①②以外の保安に係る設備を、保安設備（警報器類・集中監視装置等）といい、当社が所有します。 ※上記原則所有関係以外の場合は、通知書№2下段に記載、または「液化石油ガス設備貸与契約書」を作成し明記します。
12）供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕、及び撤去に要する費用の負担の方法	① 供給設備（容器またはバルク貯槽からガスメーター出口までのLPガス設備）は、当社が費用負担いたします。 ② 消費設備（ガスメーター出口から燃焼器までのLPガス設備および燃焼機器）は、お客様又は家屋所有者の費用負担となります。 ※上記原則費用負担以外の場合は、通知書№2下段に記載、または「液化石油ガス設備貸与契約書」を作成し明記します。 ※上記①供給設備であっても、お客様都合により、ガス供給期間が継続一年に満たない期間内において、供給開始、供給停止、供給再開を繰り返し承った場合は、供給設備の設置、変更、修繕、及び撤去に要する費用を、別紙明細書のとおり、ご請求させていただきます。
13）緊急時対応連絡先について	ガス臭い、警報器が鳴っている、ガスが利用できない等の場合は、 当社 「軽井沢ガス株式会社 0267-45-3600」 まで電話連絡してください。
14）保安業務についての説明と注意事項	①保安業務は、通知書№2記載の認定保安機関保安業務の区分①～⑦を行います。 液化石油ガス法の定めるところにより、LPガス供給開始時点検調査・容器交換時点検・定期供給設備点検・定期消費設備調査・周知・緊急時対応・緊急時連絡の保安業務を行います。 保安業務の実施者は、当社又は当社が委託している保安機関(通知書№2記載認定保安機関)が行います。 ②保安業務の実施に関する責任及び注意事項等 保安業務の実施に関する責任は、当社ならびに当社が委託している当該業務を実施した保安機関が負います。 なお、LPガス保安業務の定期消費設備調査のため、調査員が電話連絡等により日程調整のうえお客様のところへお伺い致しますが、お約束の日時に繰り返しご不在の場合、又はご連絡がつかない場合は、お客様の消費設備について、災害発生の恐れの有無等を知ることができませんので、ガスの供給を停止することがあります。 ※屋内設置の湯沸器と風呂釜で不完全燃焼防止装置及び立ち消え安全装置が付いていない場合、定期消費設備調査は、1年ごとに実施いたします。 ※消費設備の調査結果は、帳票においてお客様に通知します。不備な個所が明らかになった場合は、安全のためにお客様の責任で速やかに改善してください。改善するまでの間LPガスの供給を一時停止することがあります。 ③保安業務に関するお客様の責任 ・お客様は当社が配布する周知文書(LPガスによる災害の発生の防止に関するパンフレット)の周知事項を守り、お客様の責任のもとLPガスを正しく使っていただきます。 ・お客様は定期消費設備調査の結果、不備な個所が明らかになった場合、速やかに改善してください。改善をしなかったことにより発生した事故や損害についてはお客様の責任となります。 ・保安業務実施後に消費設備(ガス消費機器を含む)を変更及び新規購入される場合は、速やかに当社まで連絡願い ます。ご連絡がなく変更によって発生した事故や損害についてはお客様の責任となります。 ・お客様が定期消費設備調査を拒否されたことにより発生した事故や損害についてはお客様の責任となります。
15）LPガス供給制限又は停止	次の場合には、お客様へのLPガスの供給を制限したり、停止することがあります。 ①地震、水害等の自然災害やその他不可抗力による場合。 ②LPガス設備に不備があり、使用上危険な場合。 ③法定定期消費設備調査ができない場合。 ④お客様がLPガスを不正に使用した場合。 ⑤ご請求支払期限を過ぎてもお客様からLPガス料金等の支払いがない場合。
16）LPガス供給の解約	①お客様から解約の場合 LPガスの使用を中止する場合は事前に連絡してください。ご指定の日時にガスの供給を停止し供給解約といたします。 ②当社から解約の場合 ご請求LPガス料金等の支払いが2ヶ月分無く、その後1ヶ月を経過してもお支払いが無い場合で供給継続ができない と判断した場合。※LPガス供給解約後もお客様には債務完済するまで支払い責任があります。
17）料金のお支払いについて	① 検 針 日　　毎月5日から20日 ② お支払い方法ならびにお支払い日 【クレジットカード】によるお支払い ・カード会社の定める約定日に口座振替いたします。 【口座振替】によるお支払い ・ご指定口座が八十二銀行・ゆうちょ銀行の場合、毎月3日(休日の場合翌営業日)にお客様の口座より振替させていただきます。 ・ご指定口座がJA・長野けんしん・上田信金の場合、毎月2日(休日の場合翌営業日)にお客様の口座より振替させていただきます。 ・ご指定口座が上記金融機関以外の場合、毎月12日(休日の場合翌営業日)にお客様の口座より振替させていただきます。 【銀行振込み】によるお支払い ・請求書記載の八十二銀行口座宛お振込み願います。お支払期限は請求書締め日から起算し20日後となります。 【集　　金】によるお支払い ・軽井沢町内及びその周辺のお客様に限り集金にお伺いいたします。お支払期限は請求書締め日から起算し20日後となります。